

令和3年度

八雲町国民健康保険保健事業実施計画書

八雲町住民生活課国民健康保険係

1 目的

八雲町国民健康保険の被保険者の健康の保持増進を図り、もって病気の予防や早期回復を図ることを目的に、総合的かつ効果的に保健事業を実施するため、以下に定める基本方針に基づき事業を実施するものである。

2 基本方針

(1) 特定健康診査・特定保健指導等の推進

生活習慣病の予防に着目した特定健康診査・特定保健指導を基本に、被保険者の状況に応じた受診環境や保健指導体制の整備を図る。

(2) 健康教育事業・健康相談事業の推進

地域の実情に応じた多様な健康教育を行うとともに、被保険者ごとにきめ細かな健康相談を実施する。

(3) 普及啓発事業・疾病予防事業の推進

多様な被保険者が参加しやすい環境づくりに努めながら、各種普及啓発イベントや健康づくり教室を実施する。

(4) 訪問指導事業の推進

糖尿病の精密検査等が必要な被保険者を中心に訪問指導を実施し、生活習慣病の予防や重症化の防止を図る。

(5) 推進体制の整備等

関係部署及び関係機関・団体との連携を強化し、円滑な事業実施を図るとともに、保健事業従事者の研修機会を確保する。

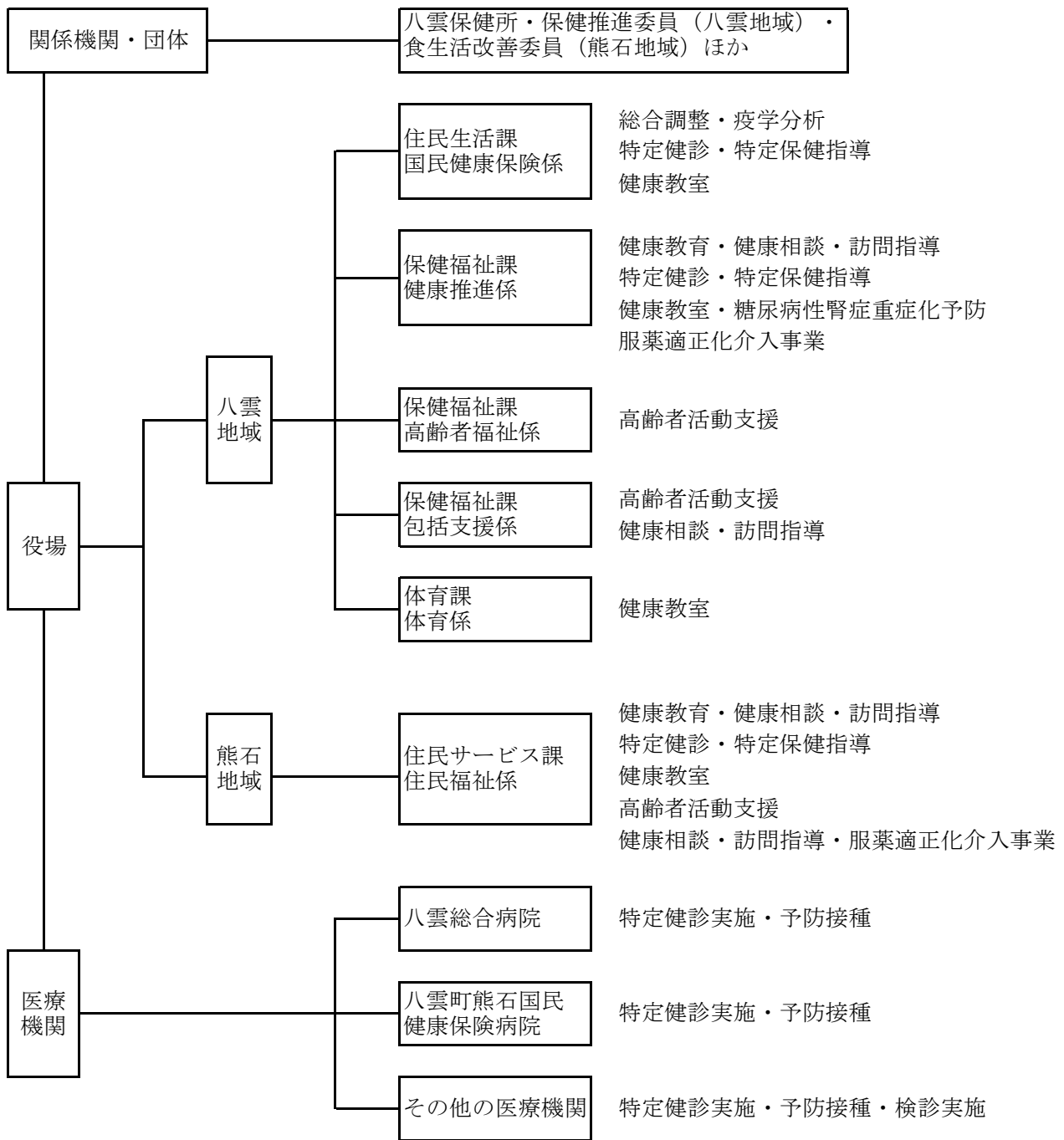
令和3年度

基本方針に基づき、以下に定める事業を実施する。

事業名	内 容
特定健康診査事業	<p>「特定健康診査等実施計画」に基づき、生活習慣病の予防に着目した効果的・効率的な健康診査事業の実施により、被保険者の健康管理を図る。</p> <p>また、未受診者対策としては、健診の休日実施、個別健診の実施及び受診勧奨資材の送付、健診前の電話による受診勧奨を行う。また、医療機関と連携し、データ受領を実施。</p> <p>【実施時期】 6月～2月</p> <p>【実施方法】 特定健診、町民ドック等による集団健診及び個別健診</p>
特定保健指導事業	<p>「特定健康診査等実施計画」に基づき、特定健診の結果から動機付け及び積極的支援に階層化された者を対象として保健指導を行い、生活習慣病の予防を図る。</p> <p>【実施時期】 通年</p> <p>【実施方法】 健診結果説明会等による集団指導及び個別指導</p>
健康教育・健康相談事業	<p>各種健康教室や健康相談等の実施により、健康についての理解を深めてもらう。</p> <p>【実施時期】 通年</p> <p>【実施方法】 各種健康教室・健康相談等の実施</p>
生活習慣病予防教室	<p>メタボリックシンドロームに着目し、その予防・改善のための健康教室を開催して生活習慣病の予防を図る。</p> <p>【実施時期】 国保係実施分：9月～11月（2教室） 健康推進係実施分：12月～2月（1教室）</p> <p>【実施方法】 水中運動、エアロビクス、栄養講座など</p>
心の健康セミナー	<p>心の健康づくりを推進するための啓発活動</p> <p>【実施時期】 2月</p> <p>【実施方法】 「心の健康づくり」講演会の開催</p>
インフルエンザ予防接種助成事業	<p>インフルエンザの予防や蔓延の防止を図るため、予防接種費用についての助成を行う（65歳以上の高齢者が対象）。</p> <p>【実施時期】 10月～2月</p> <p>【実施方法】 予防接種費用の助成 ※予防接種費用から自己負担額1,800円を除いた額を助成する。</p>
肺炎球菌予防接種助成事業	<p>肺炎球菌への感染予防を図るため、予防接種費用についての助成を行う（接種年度に65歳、70歳になる高齢者が対象）。</p> <p>【実施時期】 通年</p> <p>【実施方法】 予防接種費用の助成 ※予防接種費用から自己負担額4,000円を除いた額を助成する。</p>
簡易脳ドック検診助成事業	<p>脳卒中の早期発見を目的に、検診費用の一部を助成する。</p> <p>【実施時期】 通年</p> <p>【実施方法】 自己負担額8,000円を除いた額を助成する</p>
訪問指導事業	<p>生活習慣病の予防・改善を目的に、食生活や運動など生活習慣の見直しについての保健指導を行う。</p> <p>【実施時期】 通年</p> <p>【実施方法】 保健師の家庭訪問による保健指導</p>
疫学分析に基づく医療費適正化額の可視化事業	<p>最大医療費適正効果額を基に事業の優先順位付けを行い、ハイリスク者に対する効果的・効率的な保健事業を実施するための計画を策定する。</p> <p>【実施時期】 通年</p> <p>【実施方法】 委託事業により実施</p>
糖尿病性腎症重症化予防事業	<p>重症化のリスクが高い糖尿病未治療者と治療中断者について、適切な治療行動を促し、医療機関受診率及び健診値改善割合の向上を目指す。</p> <p>【実施時期】 通年</p> <p>【実施方法】 医療機関との連携及び保健師による指導</p>
服薬適正化介入事業	<p>定期処方されている薬剤が不必要に重複している対象者に対し重複の解消あるいは削減を促し、服薬適正化割合の向上を目指す。</p> <p>【実施時期】 通年</p> <p>【実施方法】 委託事業により実施及び保健師による指導</p>

令和3年度

保健事業の円滑な実施を図るための推進体制は、次のとおりとする。



研修機会の確保

保健事業のレベルアップを図るため、保健事業従事者の研修機会を確保するものとする。